

# 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和3年9月3日(金)から※感染状況によっては 令和3年9月16日(木)まで 期間を変更することもあり得る *既に要請中の新潟市、長岡市、小千谷市は 令和3年9月7日(火)から9月16日(木)まで
2 対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している以下の施設 ①接待を伴う飲食店 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)
3 対象区域	県内全域(全市町村)
4 要請内容	(いしかた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店以外) →午前5時から午後8時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後7時までに限る) (いしかた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店(申請中を含む)) →午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後8時までに限る)